

1章 事前対策

- 1 運営の基礎知識
 - (1) 運営の基本方針
 - (2) 避難所の定義
 - (3) 運営に関わる構成員の役割
 - (4) 運営の基本的な流れ
 - (5) 運営にあたり気をつけること

- 2 運営の事前準備
 - (1) 日頃からの話し合い
 - (2) 運営体制の強化・充実

「1章 事前対策」では、避難所の運営にあたり、マニュアルを有効に活用するために、あらかじめ知っておくべきことや、事前に準備すべきことを整理しています。

いつ起こるか分からない災害や避難所運営の対応に備えて、本マニュアルの内容を十分に理解し、避難所運営の関係者の間で共有しましょう。

1 運営の基礎知識

(1) 運営の基本方針

避難所運営は地域住民の力が必要

- 避難所の迅速な開設、円滑な運営には
「自主防災組織」や「地域役員」、「避難者」といった地域住民の力が必要です。



東日本大震災、熊本地震や九州北部豪雨報告の反映

- 東日本大震災、熊本地震や九州北部豪雨では多くの人が避難者となり、避難所運営において、様々な課題や教訓が得られました。
- 各種災害検証報告で整理された課題や教訓を踏まえ、円滑な避難所運営ができる対応が必要です。
- ※当マニュアルの要所要所に掲載している緑囲みの事例やコラムなどを参照し、常時、色々な情報に気をつけて下さい。

様々な立場の方に配慮した避難所づくり

- 要配慮者が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。
- 男女双方の視点を踏まえ、個人のプライバシーを重視するなどの配慮が必要です。

※要配慮者とは、高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦や外国人等の防災施策において特に配慮を要する人

1 運営の基礎知識

(2) 避難所の定義

ア 避難所の種類

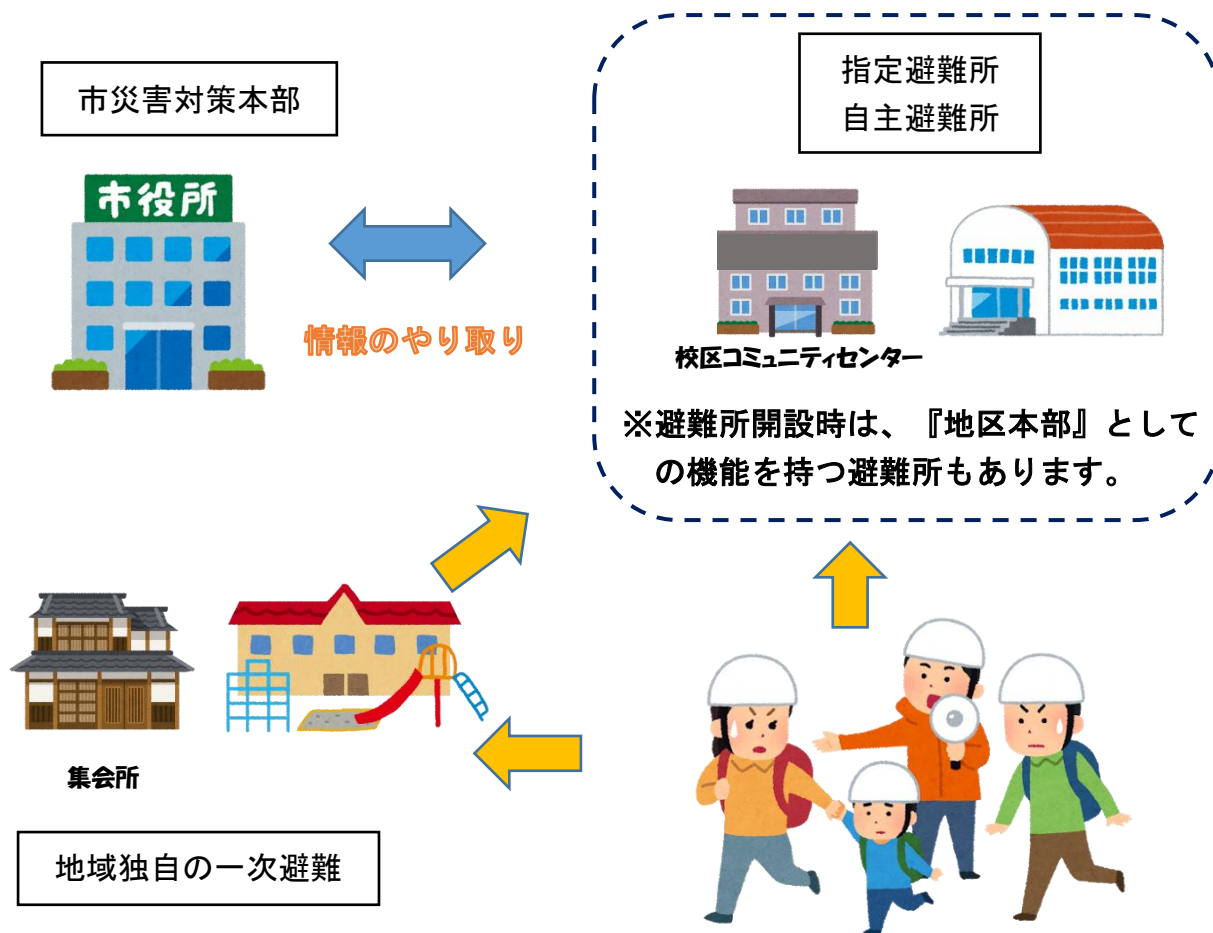
『自主避難所』・・・災害発生の危険がある時に一時的に身を守るための避難所。校区コミュニティセンターなど50箇所

『指定避難所』・・・自宅が被災した住民等が、一定期間避難生活を送るための避難所。校区コミュニティセンター、小中学校など142箇所

※P66～P77 参照

イ 避難所と関連施設との関係

本マニュアルの範囲



1 運営の基礎知識

地域独自の一次避難所での課題と教訓

地域独自の一次避難所とは

- 市が指定している避難所とは別に、自治会集会所等地域が独自に確保している避難所です。災害に応じて地域で自発的に開設されます。
- 食料や物資の備蓄はありません。

東日本大震災や熊本地震での課題

- 東日本大震災で多数開設された地域独自の一次避難所や、熊本地震における車中泊避難では、避難者情報の把握が困難であり、食料や物資が行き渡らないなどの課題が発生しました。

教 訓

- 市は、避難所の状況把握に努めますが、各施設から校区自主防災組織へ、積極的に情報提供することが重要となります。
- 災害発生時、特に災害発生後しばらくは、行政の支援が十分に受けられるとは限りません。食料・物資の調達や各種情報の収集・伝達は、地域で協力して行う必要があります。
- 発災後3日間は自分で生きるための準備しておくこと。（熊本市長談）
（P49 参照）



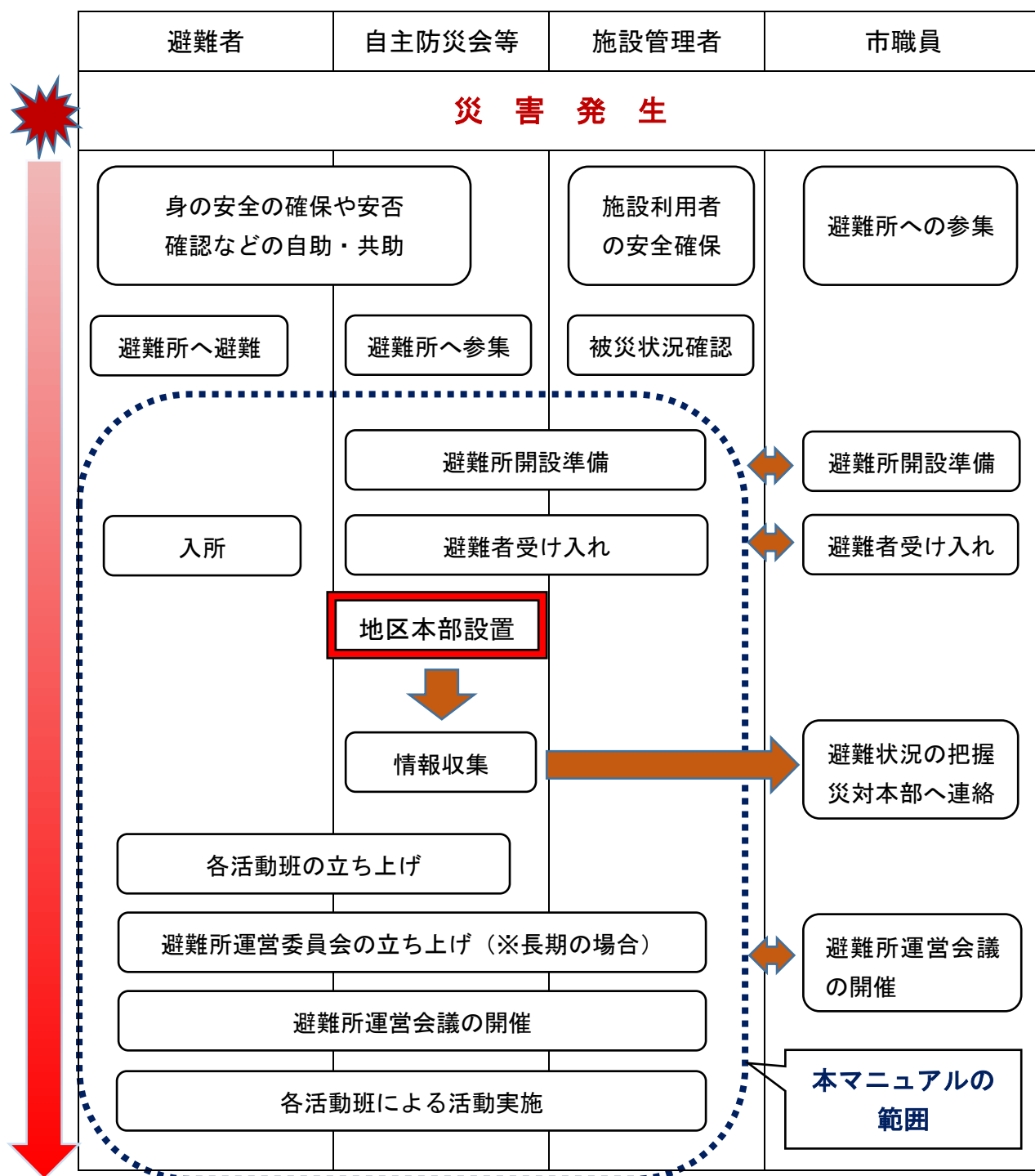
1 運営の基礎知識

(3) 運営に関わる構成員の役割

構成員		運営における基本的な役割
地域	自主防災会 自主防災組織 自治会等	○ 地域の力及び組織力を発揮し、<u>避難所運営の中心を担います。</u> ○ 自身に避難所生活の必要がない場合でも、<u>積極的に避難所運営に関わりましょう。</u> ○ 校区自主防災会による地区本部を設置した場合は、避難者情報（校区独自の一次避難所への情報を含む）などを集約し、派遣された市職員と連携しながら、市災害対策本部との情報連絡を行う。
	避難者	○ 避難所開設の際は、自主防災会等や市職員の指示に従って協力します。 ○ 運営が本格化した際は、避難所運営組織として、それぞれ与えられた役割りを担当します。
市・施設	市職員	○ 地区における情報収集・伝達の拠点として、避難所や市災害対策本部との情報連絡を担います。 ○ 避難所に派遣された市職員は、地域と協力して円滑な運営を行います。
	施設管理者	○ 日頃から避難所施設の利用に関して、市や地域と協議します。 ○ 災害発生時には、地域や市職員と連携して、避難所の運営に協力します。

1 運営の基礎知識

(4) 運営の基本的な流れ



1 運営の基礎知識

(5) 運営にあたり気をつけること

ア 在宅避難者への対応について

- 大規模な災害が発生した際には、多くの方が在宅避難者となることが予想されます。
- 在宅避難者から支援の申出があった場合、市災害対策本部と連携し、支援が行き届くように配慮します。

イ 居住者以外の人への対応について

- 居住者以外の方は、一時的な滞在となる可能性が高いため、地域の人とは分けて受け入れるようにします。
- 居住者以外の人にも各種情報が漏れなく伝えられるよう配慮します。

在宅避難者の対応での課題と教訓

東日本大震災や熊本地震での課題

- 在宅避難者の情報把握が困難であり、食料・物資の支援や屋外避難者の健康被害の把握に課題が生じました。

教 訓

- 在宅避難者は、様々な支援を受けるために、自ら地区本部に申出を行い、登録するなどの対応が必要となります。

2 運営の事前準備

(1) 日頃からの話し合い

災害時に円滑に避難所運営ができるよう、日頃から避難所運営について地域で話し合います。

話し合った内容は、『地域での確認事項』として記録し、地域内で共有します。

ア 避難所での初動対応の手順を確認します

○校区の避難所や地区本部を確認しましょう。

○避難所施設や備蓄倉庫等の鍵の管理体制
(保管場所、解錠の担当者等)を確認しましょう。



○施設の開門・解錠、安全確認等の手順を確認しましょう。

※施設の安全確認は、市の応急危険度判定のチェック項目を確認し、
評価がイエロー以上の場合は、避難者受入をせず、市災害対策本部
へ連絡する。

イ 避難所生活ルールを作成します

○本マニュアルの『避難所生活ルールの例』(P16. P17)を参考に、地域ごとのルールを作成しましょう。

○『確保することが望ましい部屋・場所の例』(P26)を参考に、避難所施設の利用可能場所と利用方法を確認しましょう。

○避難所施設の利用可能場所や利用方法については、施設管理者等に確認を求めるようにしましょう。

2 運営の事前準備

避難所生活ルールの例（その１）

※避難者全ての人が生活弱者です。お互いに助け合いの
気持ちが重要です。

【生活時間】

- 規則正しい生活のため、生活時間のルールを定めます。
・起床 ・消灯 ・食事（朝、昼、夕） ・運営会議

【生活空間の利用方法】

- 居住空間は、可能な限り世帯ごとで区切って使用します。
- 居住空間は土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- 来客の面会は、原則として共有空間や屋外とします。
- 喫煙は、所定の場所以外では禁止とします。
- 「立入禁止」、「注意事項」等の指示には従ってもらいます。
- 退所や外泊等の際には、必ず「受付」で手続きを行います。

【食事】

- 食料の配布は、原則として各世帯単位で行います。
- 食器は、可能な限り食器用洗剤や消毒剤による流水洗浄を行います。
水の確保が難しい場合は、使い捨ての容器などを利用します。
- 体調不良（嘔吐・発熱・咳等）や手指に傷のある人は調理に携わらないようにします。

【プライバシーの保護】

- 居住空間や世帯スペースは、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。

2 運営の事前準備

避難所生活ルールの例（その2）

【清掃・衛生管理】

- 世帯スペースは、原則として各世帯が責任を持って清掃します。
- 共有部分については、避難者全員が協力して清掃します。
- 1日に1回以上は、避難所全体の換気を行います。
- トイレの使用方法を厳守し、環境美化、清掃、消毒に協力します。
- ペットの飼育場は、飼い主が協力し合い定期的に清掃します。

【洗濯】

- 洗濯は、原則世帯単位とし、順番に実施できるように配慮します。
- 物干し場等の共有空間は、長時間の占有を避けるように配慮します。

【ごみ処理】

- 各世帯のごみは、分別し、責任を持ってごみ集積場に捨てます。
- 共同作業で発生するごみは、担当者が責任を持って捨てます。
- 汚物・嘔吐物を処理したごみは、内容物が漏れないように密閉し指定された場所に処分します。

【感染症対策】（インフルエンザ、ノロウイルス等）

- 腹痛、下痢、嘔吐、発熱、咳、発疹等がないかを毎日把握し、感染症等の疑いがある場合は速やかに地区本部に報告し、病状によっては、一時隔離します。
- 感染症予防のため、食事前やトイレ後は、必ず流水での手洗い、アルコール消毒液の手指への擦り込み、うがいや歯磨き、入浴に努めます。
- トイレ、床面、屋外を消毒する場合に必要な消毒剤は、地区本部等に調達を依頼します。

【ペット】

- 避難所では、色んな人が生活しています。ペットの持ち込みは禁止です。運営管理者やスタッフの指示に従いましょう。

2 運営の事前準備

ウ 避難所運営における役割分担を確認します

- 避難所運営に関わる構成員を確認しましょう。
- 地域住民、市職員、施設管理スタッフ等の運営に関する役割分担を確認しましょう。
- なお、避難所は市職員と地域が協力して運営準備をします。



日頃からの話し合いにあたって

【定期的な実施】

- 避難所運営に関する話し合いは、できる限り定期的に行いましょう。

【マニュアルの修正・更新】

- マニュアルは、必要に応じて、各地域の特徴や状況変化等にあった内容に修正・更新しましょう。

【関係者間での共有】

- 話し合った内容は、『地域での確認事項』として記録に残し、かつ、周知を図るなど、日頃から避難所運営の関係者の間で共有しましょう。

2 運営の事前準備

(2) 運営体制の強化・充実

円滑な避難所運営を行うため、日頃から自主防災会等で役割を確認しておきます。また、市や各種団体等が実施する自主防災会のリーダー研修等に積極的に参加し、防災に関する知識や対応能力を向上させます。

ア 運営委員会を立ち上げます（長期の場合）

- 自主防災会等を中心に、避難所ごとの運営委員会を立ち上げましょう。
男女共同参画の視点から、委員会への男女双方の参画を促しましょう。
- 日頃から、運営に関する話し合いや防災訓練等を行いましょう。
※訓練の結果を評価し、今後の活動に活かしていくことが重要です。

運営委員会とは

- 災害時に、避難所運営に関する意思決定を行う組織です。
- 日頃から、自主防災会等が中心となり組織し、災害時には、避難者の代表者を構成員に加えて各種活動を行います。



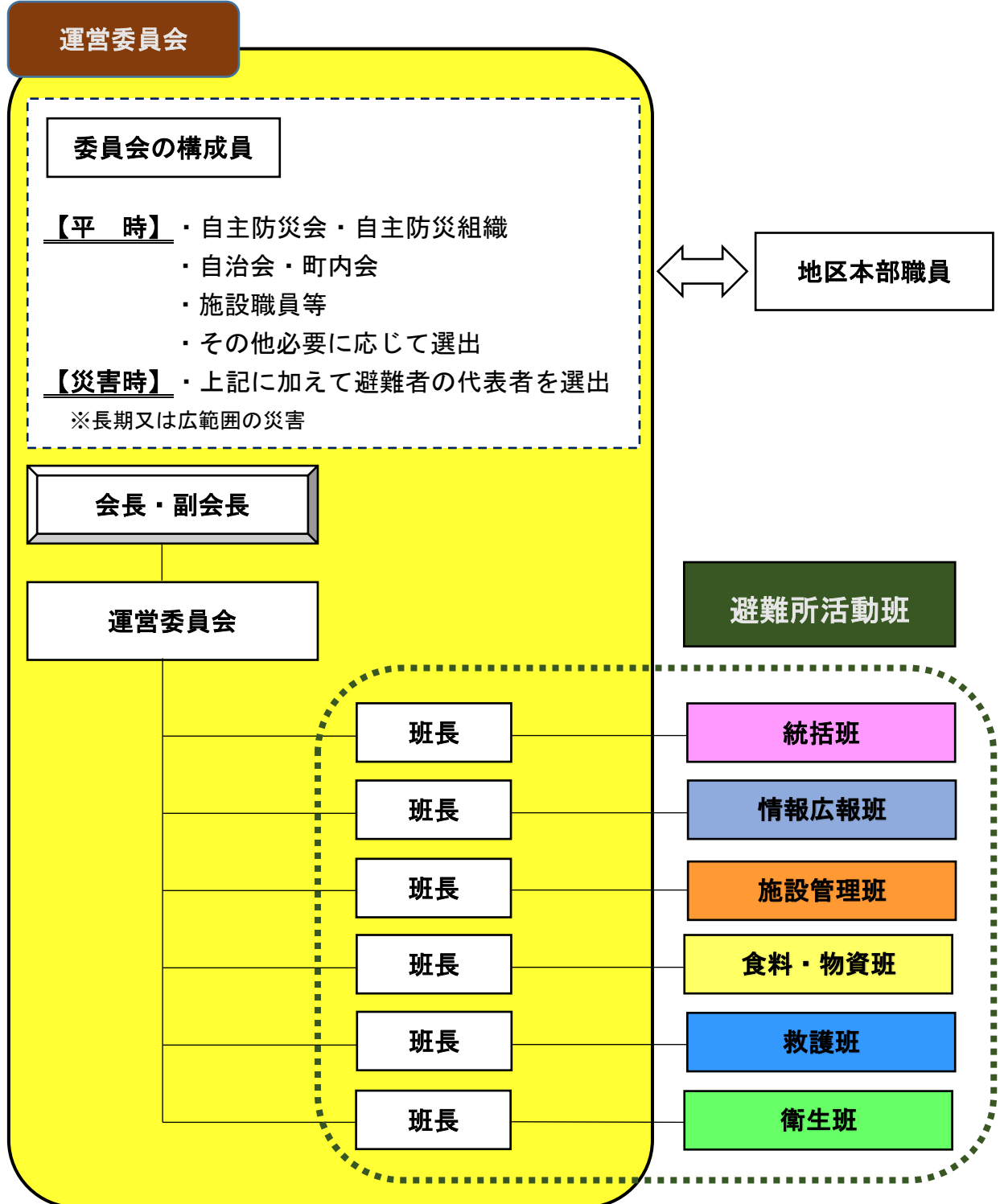
主な役割

- 【平時】
 - 運営に関する事項の確認（日頃からの話し合い）
 - 避難所生活ルールの作成、役割分担の確認
- 【災害時】
 - 避難所生活ルールの調整
 - 避難者の意見・要望の調整
 - 運営会議での話し合い

※運営委員会…自主避難など、校区対策本部で機能する状況下では、日頃から編成している活動班で構いません。長期にわたり校区機能が麻痺状態の場合は、次ページ要領で活動班の再編成されることを勧めます。

2 運営の事前準備

《運営委員会の組織図例》



2 運営の事前準備

イ リーダー研修等に積極的に参加します

○市や各種団体等が実施する自主防災会のリーダー研修等に積極的に参加し、災害時の対応等について学びましょう。



ウ 使用する物資等を準備します

○避難所の設備や地域で備蓄している物資等は、定期的に点検し、数量や使用可否等を確認しておきましょう。

○避難所の設備の点検は、施設職員等と協力して実施しましょう。



エ 使用する様式や掲示物等を事前に作成します

○本マニュアルを参考に、「避難所生活ルール」等の掲示物や避難所運営で使用する各種様式等を事前に作成しておきましょう。

○作成したものは、備蓄物資等と一緒に保管しておくなど、災害時にすぐに使えるようにしておきましょう